

高松市電子黒板貸借業務契約書

高松市電子黒板貸借業務について、高松市（以下「借主」という。）、〇〇〇〇〇（以下「売主」という。）及び、□□□□□（以下「貸主」という。）は、次の条項により契約を締結した。

（総則）

第1条 借主は、別表1に定める貸主所有の機器等を賃借するものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、契約締結から令和14年1月31日までとする。

（賃貸借期間）

第3条 機器等の賃貸借期間（以下「賃貸借期間」という。）は、令和9年2月1日から令和14年1月31日までとする。

（機器等の設置）

第4条 売主は、借主が指定する場所に、機器等を設置するものとする。

- 2 売主は、賃貸借期間開始までに、借主が機器等を使用できる状態に現地調整を完了した上、機器等を借主に引き渡すものとする。
- 3 借主は、機器等の設置時期までに受入準備を完了するものとする。ただし、受入体制が設置時期までに整わない場合、借主は、その旨、売主に連絡するものとする。
- 4 貸主は、機器等に貸主の所有に属する旨の表示をするものとする。

（賃貸借料）

第5条 賃貸借期間等における機器等の賃貸借料（以下「賃貸借料」という。）は、別表2のとおりとする。ただし、第16条の規定によりこの契約の一部又は全部を解除した場合においては、暦日数に基づいた日割計算によって算定する。

（支払方法）

第6条 貸主は、前条に定める賃貸借料を翌月初めに、請求するものとする。

- 2 借主は、賃貸借料を、前項の規定による貸主の適法な請求書を受領した日から30日以内に、貸主に支払わなければならない。

（権利・義務の譲渡等の禁止）

第7条 借主又は貸主及び売主は、この契約によって生じる権利・義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は権利を担保に供してはならない。ただし、書面により相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（機器等の管理）

第8条 借主は、善良な管理者の注意をもって機器等を管理するものとする。

（保守等）

第9条 売主は、賃貸借期間内は以下の保守体制を整え、正常な状態で機器を稼働させなければならない。

- (1) 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで
ただし、土曜日、日曜日、祝日及びあらかじめ借主と合意した休業日を除く
- 2 機器等の故障等の連絡を受けた場合は、正常な状態で使用できるよう、直ちに必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項に定める保守等に要する経費は、第5条に定める賃貸借料に含むものとする。ただし、機器等の保守等に関する経費で次の各号に定めるものは、借主の負担とする。
 - (1) 借主の故意又は過失により生じた機器等の調整、修理、部品交換等に要する経費
 - (2) 保守等に要する電力料金
- 4 機器等の保守等に従事する者は、身分証明書及び貸主が提示する許可証を常に携帯しなければならない。

(保険)

第10条 貸主は、自己の負担で機器等に動産総合保険を付するものとする。

(損害賠償)

第11条 借主又は貸主及び売主は、故意又は重大な過失により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は貸借料を上限とし、借主、貸主、売主が協議して定めるものとする。

(機器等の譲渡)

第12条 貸主及び売主は、貸借期間の満了のときは、無償譲渡扱いとして借主に返還を求めないこととする。

(免責)

第13条 第11条に定める借主の負担する経費は、貸主が受け取った保険金の範囲内において免れるものとする。

(秘密保持)

第14条 貸主は、この契約の履行に関して知り得た借主の秘密を、他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第15条 貸主及び売主は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

- 2 借主は、関連資料を秘密扱いとし、貸主の書面による同意を得ることなく他に開示してはならない。
- 3 前2項の規定は、この契約の終了後も、なお効力を有する。

(契約の解除及び違約金)

第16条 借主は、貸主及び売主が次の各号に該当する場合は、契約を解除することができる。この場合、貸主及び売主は違約金の請求を行うことができない。

- (1) 貸主及び売主が正当な理由なくこの契約に違反したとき。
- (2) 貸主及び売主が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 代表一般役員等が暴力団関係者であると認められるとき。
 - イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。
 - ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。
 - エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - オ 契約等に当たり、その相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。
 - カ アからエまでのいずれかに該当する者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（オに該当する場合を除く。）に、借主が当該再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(契約保証金)

第17条 契約保証金については、次に定めるところによる。

- (1) 貸主及び売主は、契約の締結時に、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代わるべき担保（高松市契約規則第23条において準用する同規則第8条第2項）を提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。
- (2) 契約保証金には利子を付さないものとする。

- (3) 貸主及び売主が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金又はその納付に代えて提供した担保は、委託者に帰属する。

(遅延利息)

第18条 借主又は貸主及び売主が、この契約に基づく賠償金、損害金又は違約金（以下「賠償金等」という。）を相手方に請求した場合において、相手方が指定した期間内に賠償金等を支払わなかったときは、その支払わなかった額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。ただし、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の割合を用いることとする。

(契約内容の変更等)

第19条 本件業務、この契約及び今後締結される契約の内容は、借主、貸主及び売主の権限ある代表者又は代理人が記名押印した書面によってのみ、変更することができる。

- 2 借主において、仕様の変更を行う必要が生じた場合は、借主は、貸主及び売主に遅滞なく連絡し、借主、貸主、売主の書面による合意の上、仕様を変更することができるものとする。

(借主の契約解除権等)

第20条 借主は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 貸主及び売主が正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (2) 貸主及び売主が納期限内（履行期間内）に契約を履行しないとき、または履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (3) 貸主及び売主が契約の締結または履行について不正の行為があったとき。
 - (4) 前3号のいずれかに該当する場合のほか、貸主及び売主が契約事項に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。
 - (5) 第22条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
 - (6) 貸主及び売主がその債務の履行を拒否し、又は、貸主及び売主の責めに帰すべき事由によって貸主及び売主の債務について履行不能となった場合
- 2 借主は、前項各号に該当しない場合であっても、やむを得ない理由があると認めるときは、契約を解除することができる。
- 3 第1項の規定により契約を解除されたときは、貸主及び売主は、契約金額（契約金額を1年当たりの額に換算した額）の10分の1に相当する額を違約金として、借主の指定する期間内に借主に納入しなければならない。
- 4 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、借主は、当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができる。
- 5 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第1項第6号に該当する場合とみなす。
- (1) 貸主及び売主について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 貸主及び売主について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 貸主及び売主について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 6 第16条及び本条第2項の規定により契約を解除した場合で貸主及び売主が損害を受けたときは、借主は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、借主、貸主、売主協議して定める。

(談合その他不正行為による契約解除)

第21条 借主は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 貸主及び売主が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は貸主又は売主が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が貸主及び売主に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付

命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が貸主又は売主、又は貸主及び売主が構成事業者である事業者団体（以下「貸主又は売主等」という。）に対して行われたときは、貸主及び売主等に対する命令で確定したものをいい、貸主又は売主等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、貸主又は売主等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が貸主又は売主に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 貸主又は売主（法人にあつては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。）に、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
 - (5) 貸主及び売主の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

（貸主及び売主の契約解除権等）

第22条 貸主及び売主は、次の号に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

- (1) 借主が契約に違反し、その違反により目的物を完納する（業務を完了する）ことが不可能となったとき。
- 2 前項第の規定により契約を解除したときは、第20条第3項及び第5項の規定を準用する。

（談合その他不正行為による賠償金）

第23条 貸主又は売主は、第21条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当するに至ったときは、借主が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を借主の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、契約が完了した後においても適用があるものとする。
- 3 前2項の規定は、借主に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、借主がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（不当要求行為を受けた場合の措置）

第24条 貸主又は売主は、この契約の履行に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
 - (2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
 - (3) この契約について下請業者又は再委託業者がある場合においては、当該業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、貸主又は売主に報告するよう当該業者を指導し、その報告を受けたときは、借主に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- 2 前項までの規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 暴力団等 暴力団、暴力団関係者その他不当要求行為を行うすべての者をいう。
 - (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
 - (3) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
 - (4) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴対法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に

資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。

- (5) 不当要求行為 不当又は違法な要求その他物品の買入れ等の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。

(管轄裁判所)

第25条 この契約についての訴訟は、借主の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(定めのない事項等の処理)

第26条 この契約に定めのないもの又は契約条項に疑義を生じたときは、借主、貸主、売主で協議して決定するものとする。

この契約を証するため、本書3通を作成し、借主、貸主、売主それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(借主) 高松市番町一丁目8番15号
高松市
高松市長 大西 秀 人

(売主) ○○○○○○
○○○○
○○○○○

(貸主) □□□□□□
□□□□□□
□□□□□□

別記

○個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 貸主及び売主は、この契約による業務を処理するに当たって取り扱うこととなる個人情報（以下「個人情報」という。）については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び高松市（以下「借主」という。）の定める高松市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高松市条例第37号）その他関係法令並びに高松市情報セキュリティポリシー及び本個人情報取扱特記事項（以下「本特記事項」という。）を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 貸主及び売主は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出等)

第3条 貸主及び売主は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により借主に届け出なければならない。

- 2 貸主及び売主は、作業責任者又は作業従事者を変更する場合は、事前に書面により借主に届け出なければならない。
- 3 作業責任者は、本特記事項に定める事項を遵守するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 4 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定等)

第4条 貸主及び売主は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、この契約による業務の着手前に書面により借主に届け出なければならない。

- 2 貸主及び売主は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により借主に届け出なければならない。
- 3 貸主及び売主は、借主の事務所内に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に貸主及び売主が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名及び氏名が分かるようにしなければならない。

(教育及び研修の実施)

第5条 貸主及び売主は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項における作業責任者及び作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者に対して実施しなければならない。

- 2 貸主及び売主は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 貸主及び売主は、この契約による業務を処理する上で、直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除さ

れた後も同様とする。

- 2 前項について、貸主及び売主は、在職中及び退職後においても同様であることを作業責任者及び作業従事者に周知しなければならない。

(個人情報の受領)

第7条 貸主及び売主は、借主から個人情報を受領する場合は、借主が指定した方法、日時及び場所で行うものとし、借主に個人情報の預り証を提出しなければならない。

(再委託)

第8条 貸主及び売主は、個人情報を自ら取り扱うものとし、個人情報を取り扱う業務の全部又は一部を第三者（委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、次項の借主の承認を得た場合は、この限りでない。

- 2 貸主及び売主は、やむを得ない理由により、この契約による業務の一部を再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに個人情報の取扱状況についての再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、再委託をする前に、書面により再委託する旨を借主に申請しなければならない。

- 3 前項の承認を得た場合においては、貸主及び売主は借主に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- 4 貸主及び売主は、第2項の承認を得て再委託する場合は、再委託先との契約において、個人情報の取扱状況についての再委託先に対する管理及び監督の方法について具体的に定め、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、借主の求めに応じて、当該管理及び監督の状況を借主に対して報告しなければならない。

- 5 前項に規定する場合における個人情報の取扱いについては、本特記事項の規定を準用する。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 貸主及び売主は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該正社員以外の労働者にこの契約及び本特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 貸主及び売主は、借主に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 貸主及び売主は、個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理が可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、機密性、完全性及び可用性の維持に責任を負うこと。
- (4) 借主が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さな

いこと。

- (5) 個人情報を経磁的記録として保管する場合は、当該個人情報が記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録された情報の正確性について、定期的に点検すること。
- (6) 個人情報を電磁的記録として持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (7) 借主の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報が記録された資料を複写し、又は複製しないこと。
- (8) 作業場所の変更等に伴い、個人情報を移送する場合は、移送時の体制を明確にすること。
- (9) 作業場所に、私用電子計算組織、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を取り扱う作業を行わせないこと。
- (10) 個人情報を取り扱う電子計算組織に、個人情報の漏えい等の事故の発生につながるおそれがあるアプリケーションをインストールしないこと。

(収集の制限)

第11条 貸主及び売主は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により収集しなければならない。

2 貸主及び売主は、前項の規定により個人情報を収集する場合は、本人から直接収集するものとする。ただし、本人の同意を得た場合又は借主の承諾がある場合は、この限りでない。

(個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第12条 貸主及び売主は、借主の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報をこの契約による業務の処理以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第13条 貸主及び売主は、この契約が終了し、又は契約が解除された場合は、借主の指定した方法により、個人情報を返還し、消去し又は廃棄しなければならない。

2 貸主及び売主は、個人情報の消去又は廃棄に際し借主から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

3 貸主及び売主は、第1項の規定により個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 貸主及び売主は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により借主に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 貸主及び売主は、借主から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 貸主及び売主は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時における報告の手順を定めなければならない。

(監査及び実地検査)

第15条 借主は、個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられ

ているかどうかの検証及び確認をするため、貸主及び売主及び再委託先に対して、監査又は実地検査（以下「監査等」という。）を行うことができる。

- 2 貸主及び売主は、借主が前項の目的を達するため、貸主及び売主に対して必要な情報の提供を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示を行った場合は、これに応じなければならない。
- 3 借主は、監査等の結果、個人情報の不適切な取扱いがあった場合は、貸主及び売主に対して改善を要請できるものとする。

（事故発生時等の対応）

第16条 貸主及び売主は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに借主に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況その他必要な事項を書面により報告し、借主の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

- 2 貸主及び売主は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、借主その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 借主は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該個人情報の漏えい等の事故に関する情報を公表することがある。この場合において、貸主及び売主は、借主が貸主及び売主から報告を受けた内容を公表することに同意するものとする。

（契約解除）

第17条 借主は、貸主及び売主が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 貸主及び売主は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、借主に対して、その損害の賠償を請求することはできない。

（損害賠償）

第18条 貸主及び売主の故意又は過失によるものか否かを問わず、貸主及び売主が本特記事項の内容に違反し、又は本特記事項に定める義務の履行を怠ったことにより、借主又は第三者に損害を与えたときは、貸主及び売主は、借主に対して、その損害を賠償しなければならない。